災害対策基本法等の一部を改正する法律

平成25年 6月21日 法律 第54号

#### 

## - 目次-

施行日:平成25年10月1日

### 目次

第一章 総則(第一条-第十条)

第二章 防災に関する組織

第一節 中央防災会議(第十一条-第十三条)

第二節 地方防災会議 (第十四条-第二十三条の 二)

第三節 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部 (第二十四条-第二十八条の六)

第四節 災害時における職員の派遣 (第二十九 条-第三十三条)

第三章 防災計画(第三十四条-第四十五条)

第四章 災害予防 (第四十六条-第四十九条の三)

第五章 災害応急対策

第一節 通則(第五十条-第五十三条)

第二節 警報の伝達等(第五十四条-第五十七 条)

第三節 事前措置及び避難 (第五十八条-第六十一条の三)

第四節 応急措置等(第六十二条-第八十六条の 五)

第五節 被災者の保護

第一款 生活環境の整備(第八十六条の六・ 第八十六条の七)

第二款 広域一時滞在(第八十六条の八-第八十六条の十三)

第三款被災者の運送(第八十六条の十四)

# ◆追加◆

第六節 物資等の供給及び運送 (第八十六条の 十五-第八十六条の十七)

第六章 災害復旧(第八十七条-第九十条)

第七章 被災者の援護を図るための措置 (第九十条の二)

第八章 財政金融措置(第九十一条-第百四条) 第九章 災害緊急事態(第百五条-第百九条の二)

第十章 雑則(第百十条-第百十二条) 第十一章 罰則(第百十三条-第百十七条)

附則

## 目次

第一章 総則(第一条-第十条)

第二章 防災に関する組織

第一節 中央防災会議(第十一条-第十三条)

第二節 地方防災会議 (第十四条-第二十三条の 二)

第三節 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部 (第二十四条-第二十八条の六)

第四節 災害時における職員の派遣 (第二十九 条-第三十三条)

第三章 防災計画(第三十四条-第四十五条)

第四章 災害予防(第四十六条-第四十九条の三) 第五章 災害応急対策

第一節 通則(第五十条-第五十三条)

第二節 警報の伝達等(第五十四条-第五十七 条)

第三節 事前措置及び避難(第五十八条-第六十 一条の三)

第四節 応急措置等(第六十二条-第八十六条の 五)

第五節 被災者の保護

第一款 生活環境の整備(第八十六条の六・ 第八十六条の七)

第二款 広域一時滞在(第八十六条の八-第八十六条の十三)

第三款 被災者の運送(第八十六条の十四) 第四款 安否情報の提供等 (第八十六条の十五)

第六節 物資等の供給及び運送 (第八十六条の十六-第八十六条の十八)

第六章 災害復旧(第八十七条-第九十条)

第七章 被災者の援護を図るための措置 (第九十条の二-第九十条の四)

第八章 財政金融措置(第九十一条-第百四条) 第九章 災害緊急事態(第百五条-第百九条の二) 第十章 雑則(第百十条-第百十二条)

第十一章 罰則(第百十三条-第百十七条)附則

## - 目次-

施行日:平成26年 4月 1日

## 目次

第一章 総則(第一条-第十条)

## 目次

第一章 総則(第一条-第十条)

### 第二章 防災に関する組織

第一節 中央防災会議(第十一条-第十三条) 第二節 地方防災会議(第十四条-第二十三条の -)

第三節 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部 (第二十四条-第二十八条の六)

第四節 災害時における職員の派遣(第二十九条-第三十三条)

第三章 防災計画(第三十四条-第四十五条) 第四章 災害予防 (第四十六条-第四十九条の =)

- ◆追加◆
- ◆追加◆
- ◆追加◆

## 第五章 災害応急対策

第一節 通則(第五十条-第五十三条)

第二節 警報の伝達等(第五十四条-第五十七 条)

第三節 事前措置及び避難 (第五十八条-第六十一条の三)

第四節 応急措置等(第六十二条-第八十六条の 五)

### 第五節 被災者の保護

第一款 生活環境の整備(第八十六条の六・ 第八十六条の七)

第二款 広域一時滞在(第八十六条の八-第八十六条の十三)

第三款 被災者の運送(第八十六条の十四) 第四款 安否情報の提供等(第八十六条の十 五)

第六節 物資等の供給及び運送(第八十六条の 十六-第八十六条の十八)

第六章 災害復旧 (第八十七条-第九十条)

第七章 被災者の援護を図るための措置 (第九十条の二-第九十条の四)

第八章 財政金融措置(第九十一条-第百四条) 第九章 災害緊急事態(第百五条-第百九条の二) 第十章 雑則(第百十条-第百十二条) 第十一章 罰則(第百十三条-第百十七条)

附則

# 第二章 防災に関する組織

第一節 中央防災会議(第十一条-第十三条) 第二節 地方防災会議(第十四条-第二十三条の

ー/ 第三節 非常災害対策本部及び緊急災害対策本 部(第二十四条-第二十八条の六)

第四節 災害時における職員の派遣 (第二十九条-第三十三条)

第三章 防災計画(第三十四条-第四十五条)第四章 災害予防

## ◆削除◆

第一節 通則 (第四十六条-第四十九条の三) 第二節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指 定等 (第四十九条の四-第四十九条の九) 第三節 避難行動要支援者名簿の作成等 (第四十九条の十-第四十九条の十三)

# 第五章 災害応急対策

第一節 通則(第五十条-第五十三条)

第二節 警報の伝達等(第五十四条-第五十七 条)

第三節 事前措置及び避難 (第五十八条-第六十一条の三)

第四節 応急措置等(第六十二条-第八十六条の 五)

# 第五節 被災者の保護

第一款 生活環境の整備(第八十六条の六・ 第八十六条の七)

第二款 広域一時滞在(第八十六条の八-第八十六条の十三)

第三款 被災者の運送(第八十六条の十四) 第四款 安否情報の提供等(第八十六条の十 五)

第六節 物資等の供給及び運送(第八十六条の十六-第八十六条の十八)

第六章 災害復旧(第八十七条-第九十条)

第七章 被災者の援護を図るための措置(第九十条の二-第九十条の四)

第八章 財政金融措置(第九十一条-第百四条) 第九章 災害緊急事態(第百五条-第百九条の二) 第十章 雑則(第百十条-第百十二条)

第十一章 罰則(第百十三条-第百十七条)附則

#### - 本則-

## 施行日:平成26年 4月 1日

#### (市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県地域防災計画に抵触するものであつて

# (市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるとは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県地域防災計画に抵触するものであつて

はならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(次項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
  - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は 改良、防災のための調査研究、教育及び訓練 その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災 害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避 難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の 災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別 の計画
  - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に 掲げる措置に要する労務、施設、設備、物 資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸 送、通信等に関する計画

### ◆追加◆

- 3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村 地域防災計画を作成し、又は修正したときは、 速やかにこれを都道府県知事に報告するととも に、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域 防災計画について報告を受けたときは、都道府 県防災会議の意見を聴くものとし、必要がある と認めるときは、当該市町村防災会議に対し、 必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定 により市町村地域防災計画を作成し、又は修正 する場合について準用する。

- はならない。
- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
  - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は 改良、防災のための調査研究、教育及び訓練 その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災 害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避 難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の 災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別 の計画
  - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に 掲げる措置に要する労務、施設、設備、物 資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸 送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村 地域防災計画を作成し、又は修正したときは、 速やかにこれを都道府県知事に報告するととも に、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域 防災計画について報告を受けたときは、都道府 県防災会議の意見を聴くものとし、必要がある と認めるときは、当該市町村防災会議に対し、 必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定 により市町村地域防災計画を作成し、又は修正 する場合について準用する。

#### - 本則-

施行日:平成26年 4月 1日

# ◆追加◆

- 第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。
- 2 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)は、当該計画提案に係

- る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたとき は、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村 地域防災計画に地区防災計画を定める必要があ るかどうかを判断し、その必要があると認める ときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を 定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

# 施行日:平成26年 4月 1日

## (市町村相互間地域防災計画)

- 第四十四条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
- 2 市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二 項各号に掲げる事項の全部又は一部について定 めるものとする。
- 3 第四十二条第三項から第五項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

## (市町村相互間地域防災計画)

- 第四十四条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
- 2 市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二 項各号に掲げる事項の全部又は一部について定 めるものとする。
- 3 第四十二条第四項から第六項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

### - 本則-

# 施行日:平成26年 4月 1日

### 第四章 災害予防

### ◆追加◆ ◆追加◆

(災害予防及びその実施責任)

- 第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項につい て、災害の発生又は拡大を未然に防止するため に行うものとする。
  - 一 防災に関する組織の整備に関する事項
  - 二 防災に関する教育及び訓練に関する事項
  - 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び 点検に関する事項
  - 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に 関する事項

# 第四章 災害予防

#### 第一節 通則

(災害予防及びその実施責任)

- 第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。
  - 一 防災に関する組織の整備に関する事項
  - 二 防災に関する教育及び訓練に関する事項
  - 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び 点検に関する事項
  - 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に 関する事項

- 五 災害が発生した場合における相互応援の円滑 な実施及び民間の団体の協力の確保のために あらかじめ講ずべき措置に関する事項
- ◆追加◆
- 六前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、 地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共 機関及び指定地方公共機関その他法令の規定に より災害予防の実施について責任を有する者 は、法令又は防災計画の定めるところにより、 災害予防を実施しなければならない。
- 五 災害が発生した場合における相互応援の円滑 な実施及び民間の団体の協力の確保のために あらかじめ講ずべき措置に関する事項
- 六 要配慮者の生命又は身体を災害から保護する ためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、 地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共 機関及び指定地方公共機関その他法令の規定に より災害予防の実施について責任を有する者 は、法令又は防災計画の定めるところにより、 災害予防を実施しなければならない。

## 施行日:平成26年 4月 1日

## (防災に関する組織の整備義務)

- 第四十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下この章において「災害予防責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

## (防災に関する組織の整備義務)

- 第四十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下この章において「災害予防責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

## - 本則-

## 施行日:平成26年 4月 1日

### (防災教育の実施)

- 第四十七条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。
- 2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

### (防災教育の実施)

- 第四十七条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。
- 2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうと するときは、教育機関その他の関係のある公私 の団体に協力を求めることができる。

### - 本則-

# 施行日:平成26年 4月 1日

## (防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画 の定めるところにより、それぞれ又は他の災害

## (防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画 の定めるところにより、それぞれ又は他の災害

- 予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。
- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果 的な実施を図るため特に必要があると認めると きは、政令で定めるところにより、当該防災訓 練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間 を指定して、歩行者又は車両の道路における通 行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おう とするときは、住民その他関係のある公私の団 体に協力を求めることができる。

- 予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。
- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果 的な実施を図るため特に必要があると認めると きは、政令で定めるところにより、当該防災訓 練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間 を指定して、歩行者又は車両の道路における通 行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おう とするときは、住民その他関係のある公私の団 体に協力を求めることができる。

## 施行日:平成26年 4月 1日

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務) 第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画 の定めるところにより、その所掌事務又は業務 に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資 及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、 又はその管理に属する防災に関する施設及び設 備を整備し、若しくは点検しなければならな い。 (防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務) 第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画 の定めるところにより、その所掌事務又は業務 に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資 及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、 又はその管理に属する防災に関する施設及び設 備を整備し、若しくは点検しなければならな い。

### - 本則-

## 施行日:平成26年 4月 1日

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置) 第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災 計画の定めるところにより、その所掌事務又は 業務について、災害応急対策又は災害復旧の実 施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応 援することを必要とする事態に備え、相互応援 に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その 他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応 援するために必要な措置を講ずるよう努めなけ ればならない。 (円滑な相互応援の実施のために必要な措置) 第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災 計画の定めるところにより、その所掌事務又は 業務について、災害応急対策又は災害復旧の実 施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応 援することを必要とする事態に備え、相互応援 に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その 他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応 援するために必要な措置を講ずるよう努めなけ ればならない。

### - 本則-

### |施行日:平成26年 4月 1日

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。)の協力を得

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。)の協力を得

ることを必要とする事態に備え、協定の締結そ の他円滑に物資供給事業者等の協力を得るため に必要な措置を講ずるよう努めなければならな い。

ることを必要とする事態に備え、協定の締結そ の他円滑に物資供給事業者等の協力を得るため に必要な措置を講ずるよう努めなければならな い。

## - 本則-

施行日:平成26年 4月 1日

◆追加◆ ◆追加◆

▶追加◆

第二節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指 定等

(指定緊急避難場所の指定)

- 第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状 況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案 し、必要があると認めるときは、災害が発生 し、又は発生するおそれがある場合における円 滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図る ため、政令で定める基準に適合する施設又は場 所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な 現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指 定しなければならない。
- 2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場 所を指定しようとするときは、当該指定緊急避 難場所の管理者(当該市町村を除く。次条にお いて同じ。)の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとと もに、公示しなければならない。

## 本則-

施行日:平成26年 4月 1日

▶追加◆

(指定緊急避難場所に関する届出)

第四十九条の五 指定緊急避難場所の管理者は、当 該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他 の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政 令で定める重要な変更を加えようとするとき は、内閣府令で定めるところにより市町村長に 届け出なければならない。

#### 本則-

|施行日:平成26年 4月 1日

◆追加◆

(指定の取消し)

- 第四十九条の六 市町村長は、当該指定緊急避難場 所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政 令で定める基準に適合しなくなつたと認めると きは、同項の規定による指定を取り消すものと する。
- 2 市町村長は、前項の規定により第四十九条の四 第一項の規定による指定を取り消したときは、 その旨を、都道府県知事に通知するとともに、 公示しなければならない。

#### 本則-

施行日:平成26年 4月 1日

## ◆追加◆

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)を避難のた破場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

- 2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県知事は、前項において準用する第四十 九条の四第三項又は前条第二項の規定による通 知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報 告しなければならない。

## - 本則-

|施行日:平成26年 4月 1日

◆追加◆

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係) 第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所と は、相互に兼ねることができる。

### - 本則-

施行日:平成26年 4月 1日

◆追加◆

(居住者等に対する周知のための措置)

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### - 本則-

施行日:平成26年 4月 1日

◆追加◆ ◆追加◆

◆追加◆

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等 (避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下

「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施する名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
  - 一 氏名
  - 二生年月日
  - 三 性別
  - 四 住所又は居所
  - 五 電話番号その他の連絡先
  - 六 避難支援等を必要とする事由
  - 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

### - 本則-

施行日:平成26年 4月 1日

◆追加◆

# (名簿情報の利用及び提供)

- 第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施 に必要な限度で、前条第一項の規定により作成 した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録 された情報(以下「名簿情報」という。)を、 その保有に当たつて特定された利用の目的以外 の目的のために内部で利用することができる。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

### - 本則-

施行日:平成26年 4月 1日

## ◆追加◆

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第 三項の規定により名簿情報を提供するときは、 地域防災計画の定めるところにより、名簿情報 の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの 防止のために必要な措置を講ずるよう求めるこ とその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援 者及び第三者の権利利益を保護するために必要 な措置を講ずるよう努めなければならない。

### - 本則-

施行日:平成26年 4月 1日

## ◆追加◆

## (秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### - 本則-

施行日:平成26年 4月 1日

## (市町村長の避難の指示等)

- 第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の 居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告 し、又は指示する場合において、必要があると 認めるときは、市町村長は、その立退き先 ◆追 加◆を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、

### (市町村長の避難の指示等)

- 第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の 居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告 し、又は指示する場合において、必要があると 認めるときは、市町村長は、その立退き先とし て指定緊急避難場所その他の避難場所を指示す ることができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、

必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での 待避その他の屋内における避難のための安全確 保に関する措置(以下「屋内での待避等の安全 確保措置」という。)を指示することができ る。

- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための 立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立 退き先を指示し、又は前項の規定により屋内で の待避等の安全確保措置を指示したときは、速 やかに、その旨を都道府県知事に報告しなけれ ばならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、 直ちに、その旨を公示しなければならない。前 項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の 事務の代行を開始し、又は終了したときは、そ の旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し 必要な事項は、政令で定める。

- 必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での 待避その他の屋内における避難のための安全確 保に関する措置(以下「屋内での待避等の安全 確保措置」という。)を指示することができ る。
- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための 立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立 退き先を指示し、又は前項の規定により屋内で の待避等の安全確保措置を指示したときは、速 やかに、その旨を都道府県知事に報告しなけれ ばならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、 直ちに、その旨を公示しなければならない。前 項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の 事務の代行を開始し、又は終了したときは、そ の旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し 必要な事項は、政令で定める。

## - 本則-

### |施行日:平成25年10月 1日

### (都道府県知事の従事命令等)

- 2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する 事務は、政令で定めるところにより、その一部 を市町村長が行うこととすることができる。

## (都道府県知事の従事命令等)

- 第七十一条 都道府県知事は、当該都道府県の地域 に係る災害が発生した場合において、第五十条 第一項第四号から第九号までに掲げる事項にる いて応急措置を実施するため特に必要があるときは、災害救助法(昭和二十二年法律 第百十八号) 第七条から第十条までの規定の句 により、従事命令、協力命令若しくは保管命理 により、施設、土地、家屋若しくは物資を管理 し、施設、土地、家屋若しくはその職員所 を発し、地、家屋若しくは物資の所在する場所 に立ち入り検査 をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要 を報告を取ることができる。
- 2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する 事務は、政令で定めるところにより、その一部 を市町村長が行うこととすることができる。

#### - 本則-

## 施行日:平成26年 4月 1日

### (避難所等に関する特例)

第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る 次に掲げる施設(以下この条において「避難所等」という。)が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供す

### (避難所等に関する特例)

第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る 避難所又は応急仮設住宅(以下この条において「避難所等」という。)が著しく不足し、被災者に対して住居を

ることが特に必要と認められるものが発生した 場合には、当該災害を政令で指定するものとす る。

一避難所(避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)

# 二 応急仮設住宅

- 2 前項の規定による指定があつたときは、政令で 定める区域及び期間において地方公共団体の長 が設置する避難所等については、消防法(昭和 二十三年法律第百八十六号)第十七条の規定 は、適用しない。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

## ◆削除◆

## ◆削除◆

- 2 前項の規定による指定があつたときは、政令で 定める区域及び期間において地方公共団体の長 が設置する避難所等については、消防法(昭和 二十三年法律第百八十六号)第十七条の規定 は、適用しない。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

#### - 本則-

施行日:平成25年10月1日

◆追加◆ ◆追加◆

◆追加◆

## 第四款 安否情報の提供等

第八十六条の十五 都道府県知事又は市町村長は、 当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報 (次項において「安否情報」という。)について照会があつたときは、回答することができる。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

#### - 本則-

|施行日:平成25年10月 1日

第六節 物資等の供給及び運送 (物資又は資材の供給の要請等) 第六節 物資等の供給及び運送 (物資又は資材の供給の要請等)

- 第八十六条の十五 都道府県知事又は市町村長は、 当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に おいて、災害応急対策の実施に当たつて、その 備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急 対策を的確かつ迅速に実施することが困難であ ると認めるときは、都道府県知事にあつては指 定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対 し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、 それぞれ必要な物資又は資材の供給について必 要な措置を講ずるよう要請し、又は求めること ができる。
- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資と認める場合に実施することが困難であると認める場所であるといて、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。
- 第八十六条の十六 都道府県知事又は市町村長は、 当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に おいて、災害応急対策の実施に当たつて、その 備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急 対策を的確かつ迅速に実施することが困難であ ると認めるときは、都道府県知事にあつては指 定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対 し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、 それぞれ必要な物資又は資材の供給について必 要な措置を講ずるよう要請し、又は求めること ができる。
- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の 長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の 地域に係る災害が発生し、又は災害が発生する おそれがある場合であつて、当該都道府県の知事 事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策県の知 事が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速 に実施することが困難であると認める場項の による要請又は要求を待ついとまがないと で、その事態に照らし緊急を要し、前項の規 定による要請又は要求を待ついとまがない で、必要な物資又は資材の供給について必要な 措置を講ずることができる。

施行日:平成25年10月1日

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第八十六条の十六 指定行政機関の長及び指定地方 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行 機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公 共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあ る場合において、その備蓄する物資又は資材の 供給に関し、相互に協力するよう努めなければ ならない。 (備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第八十六条の十七 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

#### - 本則-

施行日:平成25年10月1日

(災害応急対策必要物資の運送)

- 第八十六条の十七 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材(次項において「災害応急対策必要物資」という。)の運送を要請することができる。
- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じない

(災害応急対策必要物資の運送)

- 第八十六条の十八 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材(次項において「災害応急対策必要物資」という。)の運送を要請することができる。
- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じない

ときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行 政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策 の実施のため特に必要があると認めるときに限 り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に 対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべき ことを指示することができる。この場合におい ては、同項の事項を書面で示さなければならな い。

ときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行 政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策 の実施のため特に必要があると認めるときに限 り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に 対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべき ことを指示することができる。この場合におい ては、同項の事項を書面で示さなければならな

### - 本則-

施行日:平成25年10月 1日

## ◆追加◆

## (被災者台帳の作成)

- 第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係 る災害が発生した場合において、当該災害の被 災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため 必要があると認めるときは、被災者の援護を実 施するための基礎とする台帳(以下この条及び 次条第一項において「被災者台帳」という。) を作成することができる。
- 2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事 項を記載し、又は記録するものとする。
  - 一 氏名
  - 二 生年月日三 性別

  - 四 住所又は居所
  - 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被 害の状況
  - 六 援護の実施の状況
  - 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者 に該当する事由
  - 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定め る事項
- 3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の 作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏 名その他の被災者に関する情報を、その保有に 当たつて特定された利用の目的以外の目的のた めに内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の 作成のため必要があると認めるときは、関係地 方公共団体の長その他の者に対して、被災者に 関する情報の提供を求めることができる。

### 本則-

施行日:平成25年10月 1日

# ▶追加◆

# (台帳情報の利用及び提供)

- 第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに 該当すると認めるときは、前条第一項の規定に より作成した被災者台帳に記載し、又は記録さ れた情報(以下この条において「台帳情報」と いう。)を、その保有に当たつて特定された利 用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は 提供することができる。
  - 一 本人(台帳情報によつて識別される特定の個 人をいう。以下この号において同じ。)の同 意があるとき、又は本人に提供するとき。

- 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な
  - 限度で台帳情報を内部で利用するとき。 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合 において、台帳情報の提供を受ける者が、被 災者に対する援護の実施に必要な限度で提供 に係る台帳情報を利用するとき。
- 2 前項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項 は、内閣府令で定める。